

普及宣伝事業検証 P T 報告書

平成 22 年 11 月

はじめに

平成22年5月21日、行政刷新会議のワーキンググループにおいて、宝くじ関係法人の事業仕分けが行われ、普及宣伝事業について廃止等の評価結果が出された。

普及宣伝は、宝くじの発売が地方公共団体の資金調達を目的として刑法の特例として認められており、そのために宝くじに対する住民の理解を深め、宝くじのイメージアップを図り、宝くじの安定的な売上げを維持するために行われている。

普及宣伝事業は、当せん金付証票法により宝くじの発売団体である都道府県、政令市が相互に協力して実施することとされており、全国自治宝くじ事務協議会として実務的な課題整理と今後の方向性を検討することとした。

7月21日に全国協議会臨時会を開催し、事業仕分けにおいて廃止と評価された普及宣伝事業について実務的な検証を行い、今後の売上げ向上と合わせて見直しの方向性を検討するため、宝くじ普及宣伝事業検証PT（以下「検証PT」という。）を設置した。

検証PTにおいては、まず、普及宣伝事業として助成を受けている団体ごとに分科会を設置し、普及宣伝事業とは社会貢献と広報であるという意義・目的を明確化し、その観点から改めて総ての事業を検証した。

さらに全体会において、

- ① 国民に理解される透明で分かりやすい普及宣伝
- ② 効果的で効率的な普及宣伝の実施
- ③ 発売団体のガバナンスが利いた普及宣伝
- ④ 発売団体、一般市町村、宝くじファンに目を配った見直し財源の配分について検討を進め、それぞれの課題を整理して見直しの方向性について取りまとめた。

目 次

第1章 総論

- 1 普及宣伝事業の必要性
- 2 これまでの普及宣伝事業
 - (1) 現 状
 - (2) 問題点
- 3 見直しの方向性
 - (1) 国民に理解される透明で分かりやすい社会貢献広報
 - (2) 効果的で効率的な社会貢献広報事業の実施
 - (3) 発売団体のガバナンスが利いた社会貢献広報
 - (4) 発売団体、一般市町村、宝くじファンに目を配った見直し財源の配分

第2章 各論

- 1 発売団体
- 2 一般市町村
- 3 公益法人
- 4 日宝協・自治総の直接施行事業
- 5 発売団体のガバナンスの強化
- 6 宝くじファンへの還元による売上げ向上

資料編

- 1 宝くじ普及宣伝事業の検証について（平成22年第2回全国協議会議案）
- 2 普及宣伝検証PT委員名簿
- 3 普及宣伝検証PT分科会

第1章 総論

1 普及宣伝事業の必要性

宝くじの発売は、地方公共団体が地方財政資金の調達をするために刑法(明治40年法律第45号)の特例として認められているものであり、当せん金付証票法(昭和23年法律第144号。以下「証票法」という。)では、宝くじの発売が地方財政資金の調達に寄与していることについて住民の理解を深めるとされている。

当せん金付証票法

(住民の理解を深めるための措置等)

第十三条の二 都道府県知事又は特定市の市長は、相互に協力して広報活動等を行うことにより、当せん金付証票の発売が地方財政資金の調達に寄与していることについて住民の理解を深めるとともに、当せん金付証票に関する世論の動向等を的確に把握するように努めなければならない。

このため、宝くじの発売団体である都道府県及び特定市(以下「発売団体」という。)は相互に協力して全国的な広報活動を行うことにより、宝くじの収益金が、国民の生活向上に役立っていることを具体的に分かりやすく示すために普及宣伝を実施している。

世論調査によれば、宝くじは他の公営ギャンブルと違い国民の75%において購入経験がある。このように多くの国民に支持されている理由の一つには、これまで行ってきた普及宣伝による宝くじのイメージアップが寄与していると考えられる。

一方、同調査によると「宝くじの収益が公共事業のために役立っているから」購入すると回答したものは5%と低く、宝くじ購入の動機づけまでには至っていない。

宝くじのイメージアップを図り、中長期的に宝くじの安定的な売上げを維持し、地方公共団体の貴重な財源である宝くじの収益金を確保するために普及宣伝活動の改善に努めていくことは必要である。

2 これまでの普及宣伝事業

(1) 現 状

現在は、発売団体が個別に普及宣伝を行うのではなく、証票法の趣旨に基づき発売経費の一環として発売団体が共同で実施する仕組みとなっている。

具体的には、毎年12月に開催される全国自治宝くじ事務協議会(以下「全国協議会」という。)において宝くじ発売事務委託経費の一部として決定され、実施にあたっては、受託銀行から財団法人日本宝くじ協会(以下「日宝協」という。)及び財団法人自治総合センター(以下「自治総」という。)へ再委託されている。

当せん金付証票法

(当せん金付証票の売買)

第六条

- 5 第一項の規定に基づいて委託を受けた銀行等(以下「受託銀行」という。)は、その委託に係る都道府県知事又は特定市の市長の承認を得て、他の者に当該委託を受けた当せん金付証票の発売等の事務の一部を再委託することができる。
- 6 都道府県知事又は特定市の市長は、前項の承認をするかどうかを判断するために必要とされる基準を定め、あらかじめ公表しなければならない。

当せん金付証票法第6条第7項の規定に基づく再委託承認基準

(平成19年8月24日 全国自治宝くじ事務協議会議決)

3 普及宣伝関係事務

- (1) 宝くじの健全な発展のための普及宣伝を行うことを目的とする公益法人であること。
- (2) 当せん金付証票法の規定に違反し、又は罰則を受けていないこと。
- (3) その他、宝くじの普及宣伝を行うことが不相当と認められる場合でないこと。

再委託を受けた日宝協及び自治総は、発売団体を含む地方公共団体や公益法人に助成金を交付するなどにより普及宣伝を行っている。

普及宣伝費は宝くじの売上げに基づき定率で計上されることから、ジャ

ンボ宝くじや数字選択式宝くじの売上げの拡大に伴い金額が増加し、助成先に発売団体が加わるなど助成事業が拡大していった。

(2) 問題点

① 国民に分かりにくい普及宣伝

○ 複数の公益法人、複数の事業主体が交錯する普及宣伝

- ・ 宝くじの収益金は一般財源として扱われており、用途の特定が困難なため本来発売団体の収益金となるものを経費として留め置き、日宝協及び自治総から助成金として発売団体へも再配分され、助成事業として実施している。
- ・ 普及宣伝は発売団体、一般市町村及び公益法人の3つの団体が行う事業に対する助成金で実施されているが、日宝協、自治総の双方からそれぞれ3団体向けの助成金があり、輻輳している。
- ・ 宝くじの収益金から分担金を支出している公益法人に対しても、別途宝くじ資金が普及宣伝事業の助成金として交付されている例がある。
- ・ 宝くじ資金の助成金の交付を受けた公益法人が、当該助成金を一般市町村等の第三者に助成金として交付している例がある。

○ 発売団体及び公益法人の不十分な情報公開

- ・ 発売団体や助成元である日宝協、自治総は、普及宣伝として自らの広報紙やHP等で収益金の用途や助成事業について積極的に公表していない。
- ・ 普及宣伝事業の助成金の交付を受けた公益法人の中にも、普及宣伝事業に関する情報公開を行っていないところがある。

○ 複数の効果が期待される普及宣伝費

- ・ 普及宣伝事業の中に、広報、社会貢献だけでなく、発売団体間の収益の均てん化という複数の要素が混在している。
- ・ 一般市町村向け助成には、宝くじ発売権の代替という効果が期待されている。

○ 発売告知広告と普及宣伝の混同

- ・ タレント等を起用した直接的な売上げ向上が目的である発売告知広告は「宣伝」であり、普及宣伝事業が担っている宝くじのイメージア

- ップを図り国民の信頼づくりは「広報」という定義が一般的である。
- ・ 定義と言葉が一致していないことが分かりづらくしている原因の一つとなっている。

【発売告知広告】

- ・ 受託銀行が受託経費の中で実施
- ・ 個別の宝くじに関して、発売期間、賞金条件など具体的な宣伝告知を行い、短期的な売上げ向上に繋げることを目的として実施
- ・ タレント等を起用したTVCM、ポスター等の媒体を活用し、射幸心を煽るPRになりがちであり、公共性をPRする普及宣伝とのバランスが必要

② 費用対効果に疑問のある普及宣伝事業の存在

○ 公益性の乏しい事業への助成

- ・ 公益法人への助成基準等が明確でないため、公益法人の事業であっても公益性がそれほど高くない法人固有の事業に助成している例がある。

○ 統一的なコンセプトがなく訴求効果が弱い宣伝

- ・ それぞれの公益法人が行う普及宣伝事業における表示等が統一されていないため、効果的な宝くじ助成事業となっていない。
- ・ 宝くじの公益性をアピールするイメージ広告が中心であり、宝くじが公益事業に使われているという主張が多くの国民に理解・浸透されていない。

③ ガバナンスの欠如

○ 発売団体の関与の不足

- ・ 発売団体の中には、個々の売上げ向上や宝くじの問題解決に積極的に関与していこうという意欲が薄い団体がある。

○ 普及宣伝事業の形式的なチェック

- ・ 普及宣伝事業に関する基本方針や助成事業に対する基準、審査方法の策定、事業の検証が行われておらず、普及宣伝事業に関して形式的なチェックしか行っていない。

3 見直しの方向性

(1) 国民に理解される透明で分かりやすい社会貢献広報

① 普及宣伝から社会貢献広報への見直し

・宝くじの直接の売上を目的とする発売告知広告と中長期的な宝くじのイメージアップを図ることを目的としている普及宣伝事業を明確に区分する。

○ 「宣伝」から「広報」への切り替え

- ・ 直接宝くじを売るため受託銀行で行う発売告知広告の「宣伝」と宝くじのイメージアップを図り安定的な売上げの確保するために行う「広報」を明確に区別するため名称を変更する。
- ・ 助成金の目的は社会貢献による広報であることを明確にするため、検討の結果、「社会貢献広報」とすることとした。

以下、本報告書では「普及宣伝」を「社会貢献広報」とする。

② 発売団体、一般市町村、公益法人に対する助成金による広報の意義・目的の明確化

・ 発売団体は自らの収益金の使途で公益性をアピールする。
・ 発売団体が個々にカバーできない範囲の広報について、証票法に基づく共同広報として一般市町村、公益法人を通じて行う。

○ 発売団体

- ・ 日宝協及び自治総からの助成金による広報は廃止し、収益金を充当した施設・施策を活用することにより住民に対して広報を実施する。
- ・ ただし、これまで助成金で行ってきた広報の実績と一定の財源確保機能に配慮して収益金の一部に均等配分を導入し、各発売団体における着実な広報を促進する。

○ 一般市町村向け助成

- ・ 基礎的自治体として、コミュニティ活動など住民に最も身近な事業に対する助成を通じて広報を実施する。

- ・ 身近なイベント等も対象事業として、多様なチャンネルで広報を実施する。
- 公益法人向け助成
 - ・ 個別自治体にとどまらない、広域的な公益事業による社会貢献広報事業を実施する。
 - ・ ハード、ソフトに限らず公益性と広報効果の高い事業を対象とする。

③ 宝くじ資金の流れの単純化

- ・ 公益法人や地方自治体向け助成金が輻輳している宝くじ資金の複雑な流れを単純化する。
- ・ 日宝協及び自治総への役割分担を明確にし、再委託の理由を整理する。

- 発売団体が宝くじの収益金から分担金を支出している公益法人への社会貢献広報助成は廃止する。
- 宝くじ資金の助成金の交付を受けた公益法人が、さらに当該助成金を一般市町村等に交付する仕組みは廃止する。
- 日宝協は公益法人向け助成、自治総はコミュニティ助成を基本に、それぞれの法人設立時の趣旨等を踏まえ、役割分担を明確にする。
- ただし、両法人への再委託は当面の間は継続するが、再委託のあり方については引き続き検討課題とする。
- また、再委託の前提として、両法人への発売団体の関与を強化する。
- 特に、日宝協が行う公益法人向けの助成に対しては、事前の基準策定や事後の検証を通じて発売団体としての関与を強める。
- 自治総が行う市町村向け助成に対しては、市町村の関わりも重視する。

【日宝協の設立経緯】

- ・ 日宝協は昭和39年に宝くじ発売団体の総意により、普及宣伝事業を行うために設立された公益法人である。
- ・ 当時、公益法人が行う社会福祉、社会教育事業への助成により、普及宣伝を行うこととした。

【自治総の設立経緯】

- ・自治総は昭和52年に地方六団体の代表者が設立者となり、住民の自治意識の向上と地方自治振興のために設立された公益法人である。
- ・昭和53年ジャンボ宝くじの発売の際に普及宣伝と自治振興の両方から検討し、コミュニティ振興による普及宣伝を目的として自治総に普及事業を再委託した。

④ 情報公開の徹底による透明性の確保と社会貢献広報事業の積極的なPR

- ・社会貢献広報事業に携わる団体は、情報公開を徹底し、説明責任を全うする。
- ・発売団体はもちろんのこと助成を受けた法人は、社会貢献広報事業のPRに努める。

- 全国協議会は、社会貢献広報事業の助成方針、選定基準等を公表するとともに、事業実施後の効果検証結果についても公表し、事業を全国的にPRしていく。
- 発売団体は、自らの広報紙やHP、宝くじ券面等で収益金の用途などを積極的に公表することにより、住民に対する宝くじへの理解を深める。
- 日宝協及び自治総は、自らのHP等で社会貢献広報事業の助成先、助成事業、結果等を積極的に公表する。

(2) 効果的で効率的な社会貢献広報事業の実施

① 助成対象事業の整理

- ・社会貢献広報事業の財源は貴重な宝くじ収入であり、費用対効果の高い事業を効率的に執行していることが前提である。
- ・社会貢献広報事業費の決定にあたっては、費用対効果の観点から標準単価の設定や助成対象者の精査などについても配慮していく。

- 一般市町村向け助成の見直し
 - ・一般市町村向け助成事業はコミュニティを中心とした自治総の助成事業に特化する。

- ・ 削減される助成金は一般市町村に対する収益金の増額で補い、これまでの配分総額は維持する。
- ・ 助成事業の申請と結果報告の際には、社会貢献広報の観点から自己評価を義務づける。

○ 公益法人助成事業の検証と整理

- ・ 公募制とし、予定金額の範囲内で公益性と広報効果を基準とした評価を行い、優先順位を付けて交付決定する。
- ・ 助成事業の申請又は結果報告の際には、社会貢献広報の観点から自己評価を義務づける。
- ・ 事業費の決定にあたっては、標準単価を設定するとともに、公務員向けの部分については対象外とするなど、費用対効果を高めていく。
- ・ 自治総が行っていた公益法人への助成事業は、宝くじ資金の単純化の観点から廃止する。

○ 日宝協、自治総の直接施行事業の整理

- ・ 日宝協の直接施行事業については、受託銀行との役割分担を明確にして、時効防止等のキャンペーン及び社会貢献広報事業はゼロベースで見直す。
- ・ 自治総の直接施行事業については、芸術文化、スポーツ関連の貴重な事業であるが、あり方も含めて検討する。

② 売上比例で社会貢献広報事業費が伸びる仕組みの見直し

・ 宝くじの発売額に対し定率になっている社会貢献広報事業費を、効果的、効率的な社会貢献広報事業に見合った経費として積算する。

○ 定率・固定制の廃止

- ・ 宝くじの売上げに対して定率で固定されていた社会貢献広報事業費が、売上拡大に比例して大きく伸びたことから単純な定率・固定制は廃止し、社会貢献広報事業を行うにあたり必要な事業量を基本とした積算とする。

○ 事業量の定期的な見直し

- ・ 社会貢献広報事業として必要な事業量については、定期的な見直しを行う。

③ 訴求力の高い社会貢献広報の実施

- ・ 発売団体、一般市町村、公益法人が行うすべての社会貢献広報について、統一したC Iにより広報効果を高める。

- C I（コーポレートアイデンティティ）の統一、仕様の標準化等
 - ・ 発売団体が広報として設置した施設等に掲示される看板、日宝協や自治総が行う社会貢献広報事業に掲げられる看板等のマークを統一し、一目で宝くじの社会貢献広報だとわかる訴求力の高いものとする。
 - ・ ポスターやパンフレットなどの印刷物についても、紙面等に一定のスペースを確保し、宝くじ関連の記事等を掲載するなど、宝くじの社会貢献広報のP R効果を高める。
- 広報効果の検証
 - ・ 国民に理解されるという目標の達成度を検証するために、アンケート調査等を定期的の実施する。

（3）発売団体のガバナンスが利いた社会貢献広報

- ・ 全国協議会に社会貢献広報を監督する仕組みを構築する。
- ・ 全国協議会は、社会貢献広報事業の助成方針・選定基準を示し、それに基づいた日宝協による事業審査結果及び事業検証結果についてもチェックを行い、その結果を翌年度の社会貢献広報事業に反映する。
- ・ 全体スキームについても定期的な見直しを行う。

- 全国協議会における社会貢献広報の監督にあたっては、全国協議会内部に新たな組織を設置するとともに、その監督結果を全国協議会へ報告し、翌年度の助成方針・選定基準等に反映させる。
- 社会貢献広報の監督を行う際には、第三者から意見を聞くこととする。
- 全体スキームについても、既得権とならないよう3年を目途に定期的な見直しを行う。

【見直しにあたっての主な検討課題】

- ・ 発売団体が収益金充当事業を活用して行う社会貢献広報と財源確保の方法
- ・ 日宝協、自治総の事務量の精査と再委託のあり方

(4) 発売団体、一般市町村、宝くじファンに目を配った見直し財源の配分

- ・見直しを通じ収益金の増額を目指すとともに、宝くじファンにも当せん金として還元し、売上げ向上を目指す。
- ・近年の宝くじの売上げ減少トレンドを踏まえ、当せん金への配分のあり方を検討する。

- 発売団体については、収益金の増加及び当せん金の拡充に伴う売上げ向上に見合う収益金の増加により、減収が生じないようにする。
- 一般市町村については、助成金の削減分について市町村振興宝くじであるサマージャンボ宝くじ・オータムジャンボ宝くじの収益金を増やすことにより、総額を確保する。
- 見直し財源の一部は、近年の宝くじの売上げが減少傾向であることを踏まえ、当せん金の拡充による売上げ向上を目指す。

第2章 各論

1 発売団体

- 日宝協及び自治総からの助成金による事業は廃止する。
- 発売団体は、収益金を充当した施設・施策を活用して住民に対して宝くじの収益金が住民福祉の向上に役立っていることを広報する。
- 助成金が持っていた財源確保（均てん化）効果については、収益金の一部を使って代替する。

（1）発売団体による社会貢献広報の必要性

- 宝くじの発売は、地方公共団体の資金調達が目的であり、このためには宝くじに対する住民の理解が必要である。
- 宝くじのイメージアップを図り、中長期的に宝くじの安定的な売上げを維持し、地方公共団体の貴重な財源である宝くじの収益金を確保するために社会貢献広報を引き続き実施する。

（2）助成金方式の廃止

- 本来発売団体の収益金となる宝くじ資金が、日宝協及び自治総から助成金として発売団体へ再配分されている仕組みは、国民に分かりにくいため廃止する。
- これまで助成金で行ってきた社会貢献広報の実績と一定の財源確保機能に配慮して収益金の一部に均等配分を導入し、発売団体における着実な社会貢献広報を促進する。

（3）収益金の配分方法

- 収益金の配分にあたっては、日宝協及び自治総から助成金として配分されていた額について配慮する。
- 収益金は、グリーンジャンボ宝くじの一部として発売されている全国通常くじ（160億円）の一部を充てることとし、1団体あたりの収益金が65百万円程度となるよう持寄額を設定する。

(4) 社会貢献広報の実施

- 発売団体が住民福祉の向上に役立ち、PRすることにより宝くじのイメージアップが図ることが認められる社会貢献広報を実施する。
- これまで助成金で行ってきた社会貢献広報と財源確保の経緯に配慮して、収益金として65百万円程度を各団体均一に配分し、各団体における着実な社会貢献広報を促進する。

(5) 社会貢献広報の検証

- 発売団体は、社会貢献広報の実施状況を全国協議会に報告するとともに、社会貢献広報の観点から自ら検証を実施する。
- 全国協議会は、各団体が行った広報の実施状況をHP等でPRする。

(6) その他

- CIを統一し、社会貢献広報の効果を高める。
- 発売団体はそれぞれ広報紙やHPなどにより、積極的に宝くじのイメージアップに努める。
- 発売団体が行う全国的な大規模事業や先進的な事業で社会貢献広報効果が非常に高いものについては、全国協議会が個別に議決して配分を決定する仕組みを新たに構築する。

2 一般市町村

- 一般市町村に対する助成の中には、公益性はあるものの、広報効果については限定的なものもあり、広報効果が高い助成以外は廃止する。
- 助成金を受けた公益法人が、さらに当該助成金を一般市町村に助成する仕組みについては、宝くじ資金の流れの単純化の観点から廃止する。
- 一般市町村向け助成は、住民に身近な社会貢献広報として効果は認められることから、これまでの配分総額は維持する。

(1) コミュニティへの助成

- 住民に直接役立つなど公益性も高く、形に残るものが多いなど宝くじの社会貢献広報効果も高いことから継続する。

- より一層の広報効果を高めるための工夫を行うようコミュニティ側に要請する。

(2) 文化公演、スポーツフェアへの助成（自治総直接施行事業）

- 文化公演やスポーツフェアなど芸術スポーツ関係のイベントは、公益の事業としては有意義であるが、広報効果が限定的であると考えられるため、自治総独自の事業として行うことも含めて、あり方を検討する。

(3) 宝くじ資金の流れの単純化

- 事業仕分けの評価においても「複雑な交付形態」という指摘を受けており、宝くじの資金が複数の経路で流れることは国民の理解を得られないため、自治総から助成金を受けた別の公益法人が一般市町村へ助成する仕組みは、宝くじ資金の単純化の観点から廃止する。

(4) 日宝協からの助成

- 日宝協からの助成事業（施設助成、桜若木、宝くじ遊園、遊具など）については、公益性及び広報効果も認められるが、宝くじの社会貢献広報としての特定財源でなく、一般市町村が自由に使える財源として措置し、事業実施についても一般市町村が自主判断して実施する。

(5) その他

- 共生のまちづくり事業については、福祉車両や遊び場整備など、公益性及び広報効果も認められるが、一般市町村向け助成はコミュニティ助成へ特化する。ただし、事業費相当分については、コミュニティ助成へ充当する。
- ふるさと消防団活性化助成事業については、防災テントや雨具の提供など、公益性及び広報効果はあると認められるが、コミュニティ助成の自主防災組織育成助成事業に重複する部分もあるため統合して実施する。

(6) 一般市町村向け助成金見直しの代替措置

- 一般市町村への助成金の見直し分については、サマージャンボ宝くじ・オータムジャンボ宝くじの収益金を増やすことにより総額を確保する。

3 公益法人

- 公益法人に対する助成は効果検証をした上で、国民の理解が得られ広報効果が高い事業（公益性が高いもの⇔広報効果が高いもの）を対象とする。
- 評価軸を3つ（公益性・広報効果・効率性）を持った選定基準を検討し、評価の仕組みを整理する。

（1）公益法人による社会貢献広報

- 広域的に活動している公益法人が行う公益事業に助成することにより、発売団体の枠を超えて宝くじの公益性をPRする。
- 個別自治体にとどまらない広域的な公益事業による社会貢献広報を実施する。

（2）公益性及び広報効果の考え方

① 公益性

多数の国民を対象に、直接的に、国民福祉の向上に役立つ事業であり、PRすることにより効果的に宝くじのイメージアップを図ることができる。

② 広報効果

多数の一般国民が、日常生活の中で普通に、数多く目にすることにより、宝くじの公益性に関する理解が深まる。

（3）対象分野

- 社会福祉、社会教育・青少年育成及び安全安心を基本として、その他新たな重点政策課題等について必要があれば全国協議会において決定する。

（4）対象法人

- 広域的な活動を行うとともに、事業概要・役員構成・財政状況等についてHP等で公表している透明性の高い法人とする。ただし、従前は必要としていた各省庁の副申は必要としない。
- 退職した国家公務員の理事総数に占める割合が1／3以下であること。
- 宝くじ資金の複雑な流れを単純化するため、宝くじ資金を財源として分担金を出している公益法人は助成対象外とする。

(5) 助成にあたっての留意点

- 全国協議会は、宝くじ助成としての仕様の統一と適切な表示基準を設定し、法人の確実な実施を確保する。
- 適切な費用を見定めるため、種別毎に標準単価上限を設定し、超える部分は法人の経費とする。

(6) 申請・完了報告

- 申請時には社会貢献広報の観点から効果・目標を申請書に添付する。
- 完了報告時には法人による検証を行い、その結果を報告書に添付する。

(7) 選定基準

以下の視点で採点し、一定数以上の点数のものを助成対象とする。採点表を含んだ選定基準については、別途作成し、全国協議会に報告する。

- ① 公益性が国民に理解されるか
 - 事業の目的が国民の理解を得やすいものになっているか
 - 助成する事業が国民の生活に直接役立っているか
- ② 広報効果が高いか
 - 特定の対象に偏らず多くの国民の目に触れる機会があるか
 - 広域的な広報効果が見込まれるか
- ③ 効率性への配慮・広報の更なる工夫があるか
 - 費用対効果が高い効率的な事業となっているか
 - 高い広報効果を得るための工夫を行っているか

【認められない事業例】

- ・ 受益者が地方自治体、政府機関等の関係者にとどまるもの
- ・ 団体の事業を紹介するような冊子、報告書、DVD等
- ・ 紹介の一文しか載っていないポスター、パンフレット等

(8) 助成事業の決定

- 日宝協は、全国協議会で策定した助成方針・選定基準に基づいて審査・決定し、その結果を全国協議会に報告する。
- 全国協議会は、日宝協から提出された審査結果についてチェックする。

(9) 効果検証

- 日宝協は、公益法人より社会貢献広報事業についての実施結果報告を受けた後、自ら検証し、法人の実施結果とあわせて全国協議会に報告する。
- 全国協議会は、日宝協の検証結果等をチェックし、その結果を翌年度の社会貢献広報事業に反映させる。

(10) 全国協議会におけるチェック体制の整備

- 日宝協による審査結果及び検証結果のチェックにおいては、全国協議会にPTを設置して行う。
- チェックにあたっては、第三者から意見を聞くこととする。

(11) 情報公開

- 全国協議会は、社会貢献広報事業助成方針・選定基準を公表するとともに、社会貢献広報事業実施後の検証結果についても公表し、公益法人助成の透明性を図る。また、社会貢献広報事業について、全国協議会のHP等で紹介することにより全国的なPRに努める。
- 日宝協は、自らのHP等において社会貢献広報事業の助成先法人、助成事業、事業実施結果等を積極的に公表する。
- 日宝協から助成を受けた公益法人は、自らのHP等において、社会貢献広報事業のPRに努める。

(12) その他

日宝協への再委託のあり方については、引き続き検討課題とする。

4 日宝協・自治総の直接施行事業

- 日宝協、自治総とも原則として社会貢献広報事業を行う団体への助成に特化し、直接施行する社会貢献広報事業はあり方も含め検討する。

(1) 日宝協の直接施行事業

- 受託銀行との役割分担を明確にして事務を統合するなど、必要最小限の事務費まで縮減する。

(2) 自治総の直接施行事業（文化公演、スポーツフェア）〈再掲〉

- 文化公演やスポーツフェアなど芸術スポーツ関係のイベントは、公益の事業としては有意義であるが、広報効果が限定的であると考えられるため、自治総の独自の事業で行うことを含めて、あり方を含め検討する。

5 発行団体のガバナンスの強化

- 全国協議会に社会貢献広報を監督する仕組みを構築する。
- 全国協議会は、社会貢献広報事業の助成方針・選定基準を示し、それに基づいた日宝協による事業審査結果及び事業検証結果についてもチェックを行い、その結果を翌年度の社会貢献広報事業に反映する。
- 全体スキームについても定期的な見直しを行う。

(1) 監督の仕組み及び体制の整備

- 全国協議会内に社会貢献広報監督PT（仮称）を設置し、助成方針・選定基準の策定、日宝協による審査結果・検証結果のチェック及び社会貢献広報全般（発売団体・一般市町村を含む）についての検証を行い、その結果を全国協議会へ報告する。
- 監督にあたっては、第三者から意見を聞くこととする。

【年間スケジュール】

時期	事項
5月	・日宝協・自治総から全国協議会へ事業報告 → 監督PTによるチェック ・監督PTによる社会貢献広報全般の検証
7月	・監督PTから全国協議会へ監督結果報告 ・全国協議会において次年度の助成方針・選定基準の議決
10月	・日宝協・自治総から当年度事業の執行状況報告
12月	・全国協議会において次年度発売事務委託経費予算の決定
3月	・日宝協による次年度事業審査結果の提出 → 監督PTによるチェック

(2) 社会貢献広報の全体スキームの定期的な見直し

- 全国協議会の監督の仕組みについても、3年を目途に定期的な見直しを行う。
 - ・ 発売団体が行う社会貢献広報と収益の財源確保の方法についても見直しを行う。
 - ・ 日宝協及び自治総への再委託のあり方についても見直しを行う。

6 宝くじファンへの還元による売上げ向上

- 4年連続で宝くじの売上が減少する中であって、今回の見直しにより捻出される財源の一部を宝くじファンへ還元するとともに売上向上を期待する。
- 年末ジャンボ宝くじ及びドリームジャンボ宝くじについては、一等賞金の引き上げや中間賞金の充実などで、商品性を高めることにより売上げの向上を図り、収益金の増加につなげていく。

(1) 年末ジャンボ宝くじの1等賞金引き上げ

- 国民の認知度が最も高い年末ジャンボ宝くじにおいて、中間賞金を減らすことなく1等の当せん金額を引き上げることにより、見直しによる経費削減分を宝くじファンへ還元する。

(2) ドリームジャンボ宝くじの中間賞金充実

- 当たりやすさを望むファンへの還元としてドリームジャンボ宝くじの中間賞金の充実を図り、平成23年度最初のジャンボ宝くじとして見直しをアピールする。

資 料 編

- 1 宝くじ普及宣伝事業の検証について
(平成 22 年第 2 回全国自治宝くじ事務協議会議案)
- 2 普及宣伝検証 P T 委員名簿
- 3 普及宣伝検証 P T 分科会

【宝くじ普及宣伝事業検証 P T の開催状況】

第 1 回	7 月 2 1 日	検証にあたっての視点 分科会の設置
第 2 回	8 月 6 日	日宝協、自治総ヒアリング 分科会における検証
第 3 回	9 月 8 日	分科会における方向性まとめ 全体会による検討
	9 月 1 0 日～ 2 2 日	全発売団体へ意見照会
第 4 回	9 月 3 0 日	報告書骨子をもとに議論
第 5 回	1 0 月 1 5 日	報告書案をもとに議論
	1 1 月 5 日	基準作成分科会（助成方針検討）
第 6 回	1 1 月 1 2 日	報告書のとりまとめ

宝くじ普及宣伝事業の検証について

宝くじの発売は、地方公共団体の資金調達が目的であり、このためには宝くじに対する住民の理解を深めることが必要なことから普及宣伝を行っている。

普及宣伝を行うことにより、宝くじが身近なところで住民の役に立っていることをPRし、宝くじのイメージアップが図られている。

現在は、当せん金付証票法の主旨に基づき、個々の発売団体が行うのではなく、発売団体全団体が共同してまとまって実施している。

毎年、12月に開催される全国自治宝くじ事務協議会において宝くじ発売事務委託経費の一部として決められており、受託銀行から財団法人日本宝くじ協会（以下「日宝協」という。）及び財団法人自治総合センター（以下「自治総」という。）へ再委託し実施されている。

この普及宣伝事業について、平成22年5月21日に開催された行政刷新会議ワーキンググループにより事業仕分けが行われ廃止と評価された。

普及宣伝事業は、日宝協及び自治総それぞれの法人から、発売団体である都道府県、政令市、また、宝くじを発売していない一般市町村、さらに公益法人などに対して公園の遊具施設や動物園の獣舎、移動採血車や検診車、公益法人のパンフレットやポスターなどの印刷物を通じて実施している。

普及宣伝事業が宝くじの販売に直接関係する事項であることから別紙のとおり「普及宣伝事業検証PT」を設置し、事業仕分けにおいて廃止と評価された普及宣伝事業について、発売団体自ら実務的な検証を行い、今後の売上げ向上と合わせて見直しの方向性を検討する。

普及宣伝事業検証 P T の設置について

1 設置の目的

事業仕分けにおいて廃止と評価された普及宣伝事業について検証を行い、今後の宝くじの売上げ向上と合わせて見直しの方向性を検討し、その結果を平成 23 年度宝くじ発売事務委託経費に反映させるため、「普及宣伝事業検証 P T」（以下「検証 P T」という。）を設置する。

2 検証事項

財団法人日本宝くじ協会及び財団法人自治総合センターに再委託している普及宣伝事業について実務的な検証を行う。

3 委員

別紙名簿のとおり

4 座長

検証 P T に座長を置き、委員の互選により定める。

5 検討方法

普及宣伝事業として助成を受けている団体ごとに分科会を設置して検証する。

- ① 第一分科会 都道府県及び政令市
- ② 第二分科会 一般市町村（コミュニティを含む）
- ③ 第三分科会 公益法人

6 検証結果の報告

平成 22 年 10 月に開催予定の全国自治宝くじ事務協議会に検証結果を報告し、平成 23 年度宝くじ発売事務委託経費に反映させる。

7 事務局

普及宣伝事業検証 P T の事務局は、全国自治宝くじ事務協議会事務局とする。

8 その他

座長は、必要があるときは委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

普及宣伝事業検証PT 委員名簿

団 体 名	職 名	氏 名
北 海 道	総務部 財政局 財政企画担当局長	志 田 文 毅
岩 手 県	総務部 予算調整課 総括課長	八 矢 拓
宮 城 県	総 務 部 参 事 兼 課 長	佐 野 好 昭
秋 田 県	総 務 部 財 政 課 長	栗 津 尚 悦
新 潟 県	総務管理 部 財政課 長	舞 立 昇 治
栃 木 県	経 営 管 理 部 財 政 課 長	北 村 一 郎
群 馬 県	総 務 部 財 政 課 長	江 口 哲 郎
東 京 都	財 務 局 主 計 部 公 債 課 長	田 中 慎 一
静 岡 県	経 営 管 理 部 財 政 課 長	増 井 浩 二
神 奈 川 県	政 策 局 財 政 部 資 金 調 査 課 長	花 上 光 郎
富 山 県	経 営 管 理 部 財 政 課 長	櫻 井 泰 典
石 川 県	総 務 部 財 政 課 長	内 海 隆 明
愛 知 県	総 務 部 財 政 課 長	寺 田 雅 一
福 井 県	総 務 部 財 務 企 画 課 長	国 久 敏 弘
京 都 府	総 務 部 財 政 課 長	松 本 均
大 阪 府	総 務 部 財 政 課 長	菊 地 健 太 郎
兵 庫 県	企画 県民部 企画 財政局 総務課 長	米 田 義 正
鳥 取 県	総 務 部 参 事 監 兼 財 政 課 長	木 村 敬
広 島 県	総 務 局 財 務 部 財 政 課 長	泉 水 直
香 川 県	政 策 部 政 策 課 予 算 調 整 室 長	大 山 智
福 岡 県	総 務 部 財 政 課 長	高 橋 敬
鹿 児 島 県	総 務 部 次 長 兼 財 政 課 長	稲 原 浩
さいたま市	財 政 局 財 政 部 財 政 課 長	高 橋 篤
横 浜 市	総 務 局 財 政 部 財 源 課 長	五 十 嵐 誠 一
川 崎 市	財 政 局 財 政 部 資 金 課 長	三 富 吉 浩
新 潟 市	財 務 部 次 長 兼 財 政 課 長	村 上 浩 世
名 古 屋 市	財 政 局 財 政 部 資 金 課 長	河 野 和 彦
京 都 市	財 務 部 財 政 課 資 金 調 達 ・ 財 源 調 整 担 当 課 長	神 谷 佳 孝
大 阪 市	財 政 局 財 務 部 総 務 担 当 課 長	安 尾 和 弘
神 戸 市	行 財 政 局 財 政 部 財 務 課 長	久 戸 瀬 修 次

普及宣伝事業検証P T分科会

	第一分科会	第二分科会	第三分科会	基準作成分科会
1	秋田県	北海道	岩手県	岩手県
2	新潟県	宮城県	東京都	東京都
3	群馬県	栃木県	神奈川県	神奈川県
4	富山県	静岡県	兵庫県	富山県
5	石川県	愛知県	鳥取県	石川県
6	福岡県	福井県	香川県	大阪府
7	新潟市	京都府	鹿児島県	兵庫県
8	名古屋市	大阪府	さいたま市	香川県
9	大阪市	広島県	横浜市	鹿児島県
10	神戸市	川崎市	京都市	横浜市